

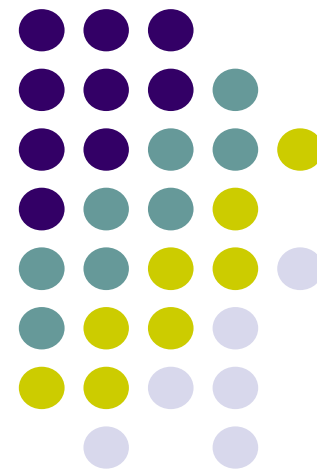
地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第5次中間答申(案)＞

【概要版】

平成20年6月23日

情報通信審議会
情報通信政策部会





1. 第5次中間答申における基本的考え方

- これから2011年7月のアナログ放送終了までの3年間は、最終段階の中でも「仕上げ」の段階。本中間答申では、残りの期間で実施すべきことをすべて盛り込む。
- 国は、率先して送受信対策の全般にわたり、全力で取り組むことが必要。
放送事業者は、デジタル中継局整備とともに、視聴者にアナログ放送が終了することを明確に伝えることが必要。
メーカー、販売店、地方公共団体等関係者も、国や放送事業者の取組を踏まえ、各主体の役割を果たす必要。
- 地域密着型の全国組織（「地デジ推進全国組織」）を総務省が関係者の協力を得て構築し、その地方拠点（「テレビ受信者支援センター」）を、早期に国民の身近なところに設置し、国民からの相談にきめ細かく対応することが必須。
- 我が国におけるアナログ放送の終了・デジタル放送への移行の方法は、デッドラインを2011年7月と決め、そこから逆算して必要な準備を検討し、あらゆる関係者が共通の目標に向かって取り組んでいこうとするもの。
- 本中間答申の提言を踏まえて、それぞれの関係者が必要な取組を行えば、2011年7月にアナログ放送を終了しデジタル放送に完全移行することが、確実なものとなる。

2. 放送のデジタル化の意義

- アナログ放送を受信していた世帯がデジタル放送を受信するためには、一定の経済的負担がかかるが、世界最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築し、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにすると共に、増嵩する周波数需要に応じていくためには、地上放送のデジタル化は不可欠。
- 視聴者にとってのデジタル化のメリット・・・高画質・高音質によるテレビ番組、データ放送や「ワンセグ」など新しいサービス利用、電子番組表（EPG）や字幕放送の標準化など。
- 国民全体としてのデジタル化のメリット・・・周波数ニーズの高まっている他の用途（①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④移動体向けのマルチメディア放送等テレビジョン放送以外の「放送」）に利用可能。
- アナログ放送からデジタル放送への移行は、諸外国においても実施。
既に、オランダ（2006年）、スウェーデン（2007年）、フィンランド（2007年）などでは、アナログ放送を終了。ドイツ（2008年予定）、アメリカ（2009年予定）、フランス（2011年予定）、イギリス（2012年予定）、韓国（2012年予定）などでも、アナログ放送終了に向けて取り組んでいる。



第二章 国民の理解醸成

1. 周知徹底

- 正確な情報が届きにくいと懸念される、高齢者だけのような世帯に対して、地方公共団体、民生委員、老人クラブ等その地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう取り組んでいくべき。
- 放送事業者は、放送番組やスポットを活用して、十分に周知を行うよう最大限の取組を行うべき。番組やスポットを放送する時間帯についても、多くの視聴者が視聴している時間帯に配慮すべき。
- 地デジの周知広報活動を国民運動として盛り上げていくことができるよう、国は、早急に関係者間で検討を行い、国、放送事業者、メーカー、販売店、ケーブルテレビ、地方公共団体等のあらゆる関係者が協力して本年度内に運動を開始すべき。

(参考) アナログ放送終了の認知度：92.2%、具体的な終了時期(2011年)の認知度：64.7% (2008年3月現在)

2. 悪質商法対策

- 総務省は、早急に関係省庁間の連絡体制を強化し、全国消費生活情報ネットワークシステム等を活用して、悪質商法等に関する情報を収集・共有し、関係省庁が連携して対策を講じることができるよう、関係省庁に働きかけるべき。
- 国と地方公共団体が連携して、リーフレット、ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を実施し、実際に事例が発生した場合は関係機関と連携して情報提供・注意喚起を実施し、再発防止に努め、放送事業者への協力要請等により、被害の発生・拡大の防止に努めるべき。

3. 相談体制

- すべての国民が地上デジタル放送に対応できるよう、これまでの相談体制に加え、抜本的に発想を変えた相談体制を構築。具体的には、「相談がくるのを待つ」だけではなく、相談を受けるために積極的に出かけていくという取組が必要。
- 情報が届きにくい地方の高齢者まで含めてすべての国民に、デジタル化への対応方法が十分に理解していただけるよう、いつでもどこでも何度でも説明会を開催するとともに、必要に応じて戸別訪問も実施するなど技術的サポートの充実が必要。
- 本年秋に全国10か所程度で設置予定の「テレビ受信者支援センター(仮称)」の設置場所及び業務内容を早急に拡充し、総務省は、2009年度初頭を目途に少なくとも全都道府県に1か所は設置すべき。



第三章 受信側の課題(1)

1. 受信機の普及

- デジタル受信機は多様化・低廉化しているが、さらに一層の多様化・低廉化が望まれる。
- 来年夏までに第4次中間答申で提言した「5000円以下の簡易なチューナー」の開発・流通が実現できるよう、引き続き取り組むべき。
- 経済的に困窮度が高い世帯への受信機器購入等に対する支援は、以下のとおり実施すべき。
 - (支援対象世帯)
所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている「生活保護世帯」のうちアナログ放送を視聴している世帯
 - (支援内容)
各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」。
具体的には、簡易なチューナーを給付するとともに、必要があれば室内アンテナを給付又は屋外アンテナを改修等。
 - (支援方法)
対象世帯からの申請に応じて「現物給付」
 - (実施時期)
2009年度から実施できるよう、具体的な支援の仕組み、方法等を検討すべき。
- 高齢者・障害者等で一般的な周知広報では地デジへの対応が困難な世帯については、
 - ・ 地元地方公共団体の協力を得ながら、いつでもどこでも繰り返し何度でも、きめ細かく受信説明会を開催すべき。
 - ・ 個別に販売店や工事業者の紹介等を行うことにより、当該世帯が確実に地上デジタル放送に対応できるよう、特別にサポートを行うことを検討すべき。説明会には参加できないような要介護世帯等については、
 - ・ 地元地方公共団体、民生委員、ボランティア等の協力を得て、戸別訪問により、地デジへの対応をサポートすべき。
 - ・ アナログ放送終了の前に、確実に対応が終了しているかを確認すべき。
- 今後、高齢者を含めて、デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、使いやすい機器の普及が必要。

(参考) 地上デジタル放送受信機の出荷台数：3,471万台(2008年4月末現在)、普及世帯数：約2,200万世帯(2008年3月現在)
生活保護世帯：約107万世帯(2006年度現在)



第三章 受信側の課題(2)

2. 共聴施設の改修促進

○辺地共聴施設改修・整備

- ・ 辺地共聴施設の新設等に極めて多額の経費が必要な場合に、住民の負担が過大とならないよう、特段の配慮が必要。
- ・ 受信点の大規模移設等のため、アナログ放送終了時までデジタル化改修が困難な共聴施設について、対策手法の検討を行い、「地デジ難視地区対策計画（仮称）」に盛り込むべき。

○受信障害対策共聴施設への周知徹底・整備支援

- ・ デジタル化未対応の共聴施設の施設設置者等に対して工事等の専門家による個別訪問説明を実施し、情報提供や最も適切な改修方法をアドバイスし、デジタル化対応の検討の促進を図ることが必要。
- ・ 受信障害の原因となった建築物の所有者等に負担を求めることが困難な場合（受信障害の原因者の特定困難、「渡し切り補償」で受信障害対策が終了など）で、共聴施設の改修などデジタル化に当たっての住民負担が過重となる場合には、支援措置を講じることを検討すべき。

○集合住宅共聴施設への周知徹底

- ・ 不動産業者や管理業者を通じた周知広報や情報把握、膨大な数の施設管理者等に対して必要情報を確実に提供するための郵送周知等の効率的・効果的な方法を活用。
- ・ マンション管理組合での改修の合意形成等を促進するため、標準的な改修方法やおおよその経費等の情報を整理し、標準的な工事の事例の相談に応じる体制を本年9月を目途に整備。

（参考） 辺地共聴施設：約2万施設（約140万世帯）、受信障害対策共聴施設：約5万施設（約650万世帯）、
集合住宅共聴施設（4階建以上）：約52万施設（約770万世帯）

3. 公共施設のデジタル化

- 2010年末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標に、総務省が関係省庁に働きかけるべき。
- 国や地方公共団体の施設以外の民間における重要施設等（学校、病院等）についても、国や地方公共団体の施設に準じて、デジタル化が確実に進められるよう取組を強化すべき。



第四章 送信側の課題(1)

1. 中継局整備

○中継局ロードマップの着実な実施等

- ・本年3月に公表された「中継局ロードマップ（第3版）」を、自力建設困難としている中継局を含め、放送事業者が責任を持って実行することが必要。
- ・中継局の整備にあたっては、整備時期の前倒しなど、工事平準化の観点から計画的な整備が行われることが必要。
- ・今後は、中継局ロードマップを随時更新し、ホームページで公開するとともに、地元地方公共団体等に逐次情報提供すべき。

○課題がある局所への対応

- ・中継局整備に代えて共聴施設整備等により対応する予定の地区で具体的整備方法が未定の地区は、放送事業者が具体的整備方法の例を整理し地元地方公共団体等と協議を行い、遅くとも本年度末までに具体的整備方法の結論を得るべき。
- ・離島地域のうちデジタル放送を送り届ける目途が立っていない地域（沖縄県南北大東及び東京都小笠原村）については、地元地方公共団体を中心に、国や放送事業者が連携して検討を行い、本年度中に結論を得るべき。

○難視聴世帯解消に向けた取組

難視聴世帯解消に向けて、次のとおり実施すべき。

- ・放送事業者が「市町村別ロードマップ」で示された「新たな難視聴世帯」及び「デジタル化困難共聴施設」のうち、既に中継局が電波発射を行っている地域に関する調査を実施。
- ・その調査結果を踏まえて、放送事業者が、本年度内に対象地区における対策手法の検討。
- ・放送事業者及び総務省は、対策手法の選択肢を示した上で地元地方公共団体等関係者と調整して、来年夏までに対策計画（「地デジ難視聴地区対策計画（仮称）」）を作成。調整が終了しなかった地区について調整でき次第、計画を更新。
- ・当該計画の対象とされなかったデジタル電波の未発射地域についても、電波が発射され次第、同様の対策計画が策定できるよう、事前に必要な準備を進め、遅くともすべての地域について2010年末までに対策計画を策定。
- ・同対策計画に基づき、2011年春までに、難視聴地域の解消対策を実施。

○今後の市町村別ロードマップのあり方

- ・今後、本年6月末に公表予定の市町村別ロードマップを衣替えして、「地デジ難視聴地区対策計画（仮称）」を作成し、一層正確な情報を地元地方公共団体や視聴者に提供すべき。



第四章 送信側の課題(2)

2. デジタル混信

- 国及び放送事業者は、実地調査を行い、来年夏までに、実際に混信が発生している地区・世帯を見極めるべき。
- 既に発生している混信障害に対する対策計画を、地域の放送事業者が作成すべき。アナログ放送終了までに周波数に空きがないことから対策ができない地域については、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を講じる。
- デジタル混信対策の選択肢を増やす観点から、現在の支援措置（補完中継局の整備等に対する支援）に加え、中継局のチャンネル切替や受信アンテナ交換等への支援も検討すべき。

3. ケーブルテレビ

- ケーブルテレビのデジタル化を計画的かつ適切に推進。
- 地デジのみの再送信サービス導入の推進。暫定的なデジアナ変換の導入の条件整備に向けた課題等を整理。

（参考）ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯：約2,120万世帯（2008年3月末）

4. IP再送信

- IP再送信の技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で、2010年12月末までにできるだけ広いエリアで提供されるとともに、実施時期を示したロードマップが公表されるよう、国は役務利用放送事業者に働きかけを行うべき。

（参考）2008年5月に東京・大阪の一部で地デジのIP同時再送信サービスが開始

5. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策

- 難視聴地域の解消に全力を尽くしても、どうしてもアナログ放送終了までに地上系の放送基盤でデジタル放送が送届けられなくなる地域を対象に、暫定的に衛星利用による難視聴地域対策を実施すべき。
- 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策は、次のとおりとすることが妥当。
 - ・ 東京の放送（NHK、キー局5局）を放送衛星（BS）で再送信。2009年度内に運用開始（5年間）
 - ・ 各地域で視聴できる民放の番組は、各地域の放送局の系列キー局の番組が基本
 - ・ 画質は標準画質（SD）でデータ放送はなし（字幕・解説放送は地デジで放送される場合にはあり）
- 対象世帯において、1台のテレビで、BSデジタル放送による地上デジタル放送の再送信を視聴するために必要な最低限度の支援を実施（BSチューナー及びパラボラアンテナ設置）。支援を行う世帯は、地上デジタル放送が視聴できなくなる世帯でBSデジタル放送を視聴するために経費負担が発生する世帯に限定して行うことが適当（アナログ放送が視聴できない世帯やBSデジタル放送が視聴できる世帯等は支援対象外）。
- 対象世帯には、利用料を求めないようにすべき。



第五章 デジタル放送の有効活用

1. 公共分野における有効活用

- 防災分野、教育分野、医療分野、電子政府・電子自治体において、地デジの有効活用に向けた取組を推進することが必要。
- 各分野で有効活用されている事例について、国において毎年度取りまとめを行い公表することが望ましい。

2. 字幕放送・解説放送等の拡充

- 字幕放送は、放送法における努力義務規定の趣旨を踏まえて順調に拡充が進められているものと評価できるが、今後新しい指針（「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」）を踏まえた一層の取り組みが必要。
- 国においては、ユニバーサルな情報発信手段である字幕放送の一層の拡充に向けて、字幕番組制作促進のための助成制度を拡充するとともに、放送事業者においても新たに策定された指針に基づき、積極的に取り組むべき。
- CMへの字幕付与については、その実現に向けて関係者間で検討していくことが求められる。
- 視覚障害者にとって有用な解説放送も、新たに策定された指針に盛り込まれたことを踏まえ、その拡充に向けて、国においては、解説番組制作促進のための助成制度を拡充するとともに、放送事業者においても、指針に基づき、積極的に取り組むべき。

3. 地デジの特性を活かした番組づくり

- 放送事業者は、デジタル放送の特性を活かして、視聴者が視聴したいと思うような番組づくりにこれまで以上に取り組むことが望まれる。具体的には、同一チャンネルで複数の番組を送信することができる機能を活かして、番組の内容を踏まえてマルチ編成を行うことが可能なものについては、積極的にマルチ編成を行うなどの工夫が期待される。



第六章 アナログ放送終了にあたっての課題

1. アナログ放送終了のための放送対応手順（「アナログ放送終了計画」）

- 次の基本的な考え方により、アナログ放送を終了することが適当
 - 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
 - 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること（例：アナログマークの表示、告知スーパー、レターボックス、お知らせ画面 等）
 - 総務省は関係者と連携して、相談体制の拡充などの周辺環境整備が行われるよう取り組むべき。
- アナログ放送停止のリハーサルの実施に向け、住民や地方公共団体の合意と全面的な協力が得られることを前提に国及び放送事業者が、メーカー、工事業者、地方公共団体等の協力を得ながら、検討を行うべき。

2. 廃棄・リサイクル

- 外づけのチューナーやチューナー内蔵の録画機との接続等により、アナログ放送の終了後も引き続きアナログテレビが使用できることについて周知広報を徹底すべき。
- アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測について、JEITAにおいて、直近の販売動向や調査結果を踏まえて、毎年度見直しを行い、その見直し結果を踏まえて、各メーカーにおいて処理能力のアップを含めて、責任を持って処理できるように取り組むべき。

3. アナログ放送終了のための体制整備

- 地域に密着した対応組織として地デジ推進全国組織を立ち上げるとともに、地方拠点（「テレビ受信者支援センター」）を都道府県レベルで設置することが必要不可欠。
- 国、放送事業者、地方公共団体、販売店、工事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー等あらゆる関係者が、全国レベルだけでなく、地域レベルでも効率的に連絡をとり合うことができる体制が整備されるべき。
- 政府をあげて推進する体制の整備が必要。関係省庁連絡会議での取り組み状況等を踏まえ、アナログ放送の円滑な終了に向けて、一層関係省庁間の連携を深めていくとともにさらに政府をあげて取り組むための体制整備について、国において早急に検討すべき。



第七章 アナログ放送終了後の課題

1. 地上系放送基盤の整備

- アナログ放送が見えていたにもかかわらず、やむを得ず暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象となる世帯については、できる限りすみやかに、地上系の放送基盤で、地上デジタル放送を送り届けるよう、国及び放送事業者は、地方公共団体等関係者の協力も得て、全力で取り組むべき。
- 国及び放送事業者は、地元地方公共団体等関係者の協力を得て、来年夏までに衛星利用開始後の地上系放送基盤整備の道筋を示すべき。
- 衛星利用の終了が予定されている2015年3月末までに、暫定的な衛星利用による難視聴対策のすべての対象世帯（アナログも難視聴である地区を除く。）に、地上系の放送基盤で、地上デジタル放送が送り届けられるようにすべき。

2. 53チャンネル以上を使用する中継局のチャンネル切替（強制リパック）

- チャンネル切替のための経費については、2011年7月の完全デジタル化までに放送事業者は53チャンネル以上の周波数をやむを得ず使用しなければならないにもかかわらずわずか1年の短期間で機器を切り替えなければならない負担を負わせる状況にあることや、受信者側に対しても相当な範囲で切りかえの影響が及ぶこと等の理由から、国において措置することが適当。